

がいこくじんじゅうみん

外国人住民の

ための

ざいりゅうまにある

在留マニュアル

みんなで美を作ろう！



にほん たのくに あいさ ほうりつ

日本と他の国、地域では、法律や

生活のルール、マナーが違います。

にほん ほうりつ るーる まなー まな

日本の法律、ルール、マナーを学んで

安全で安心な生活を送りましょう。



にほん ほうりつ いはん しょぱつ こうい

日本の法律に違反し、処罰される行為

いか こと ぜったい

以下の事を絶対しないでください

し はんざい

知らなくても犯罪になります

- ざいりゅう かーど も がらしゆつ
在留カードを持たずに外出すること



- まんび かね しほら みせ しょうひん も かせ
万引き(お金を支払わずにお店から商品を持って帰ること)をすること
- さいふ でんかさいひん けいたいでんわ かーど ひろ もの
財布、電化製品、携帯電話、カードなど拾ったものを自分の物にすること
- たにん はたけ やさい くだもの と
他人の畑の野菜や果物などを取ること
- かいしゃ びひん ぼーるペン など)をプライベートで使ったり、持って帰ること
- きょか かわうみ さかな かい と
許可なく川や海で魚や貝を捕ること



- ナイフなどの危険物を外で持ち歩くこと
- 置いてある他人の自転車を持ち去ること
- 違法な薬物を持ったり使ったりすること



- けいやくちゅう けいたいでんわ しむ かーど きゃっしゅかーど つうちよう たにん いう ぬす
契約中の携帯電話(シムカード)、キャッシュカード、通帳を他人に売ったり、譲ったりすること
- ざいりゅう かーど けんこうほけんしる まいなんばーかーどを貸したり、借りたりすること
- けいたいでんわ ぎんこうこうざ たにん けいやく
携帯電話、銀行口座を他人のために契約すること
- いんたーねーとなどで他人のクレジットカードを使って商品などを注文すること
- たにん きゃっしゅかーどを使って、お金をおろすこと



- ネット上の画像を勝手に自分のアイコンとして使うこと
- キャラクターのイラストを勝手にコピーしたシールなどを売ること

- ✧ 本人の許可なく、名前、住所などの個人情報(顔写真を含む)を SNS などに載せると訴えられたり、処罰される可能性があります
- ✧ 20歳にならない人がお酒を飲んだり、タバコを吸ったりすることは法律で禁止されています
- ✧ 入っている物がわからない封筒や荷物を他人から受け取ることは、犯罪につながりますので、絶対にやめましょう



ちゅうい てつづき

注意すべき手続

- ざいりゅう かーど をなくしたら、すぐにしゆつにゆうこくざいりゅうかんりちよう さいこうふ もう こ
在留カードをなくしたら、すぐに出入国在留管理庁で再交付を申し込んでください
- がっこうをやめたり、会社を変えたときは、すぐにしゆつにゆうこくざいりゅうかんりちよう とど で
学校をやめたり、会社を変えたときは、すぐに出入国在留管理庁に届け出てください
- ざいりゅうし かく か ぞくたいざい にほんじん はいりゅうしやう はいりゅうしやう ざいりゅうちゆう かた
在留資格が「家族滞在」、「日本人の配偶者等」、「永住者の配偶者等」で在留中の方は、配偶者と離婚、死別したときは、すぐにしゆつにゆうこくざいりゅうかんりちよう とど で
は、配偶者と離婚、死別したときは、すぐに出入国在留管理庁に届け出てください
- けっこん しめい せいねんがっつひ こくせき ちいき せいべつ か しゆつにゆうこくざいりゅうかんりちよう とど で
結婚などして、氏名、生年月日、国籍・地域、性別を変えたときは、すぐに出入国在留管理庁に届け出てください



- にほんにゆうこくご す ぼしよ き か かなら し く ちようそん あたら じゅうしよ
日本入国後、住む場所が決まったり、変えたりしたら、必ず市区町村に新しい住所を届け出てください(14日間以内)



- じてんしゃ ぼうはんとうろく ひつよう じてんしゃ か
自転車には「防犯登録」が必要です。自転車を買うとき、もらうとき、あげるとき、捨てるときは、登録・変更・抹消を販売店でしてください



- じゅうしよ ざいりゅうきげん ざいりゅうし かく しごと かが こうざ つく ぎんこう れんらく
住所、在留期限、在留資格、仕事などが変わったら、口座を作った銀行に連絡してください
- きこく へんこう まつしよう はんばいてん ぎんこう こうざ かいやく
帰国するときや銀行口座を使わなくなったときは、銀行で口座を解約してください
(そのままにしておくと、手続きにお金がかかることがあります)



日本のマナー

ごみ

- ごみは、ごみ箱に捨ててください(道に捨ててはいけません)
- ごみを出すときは分類し、指定袋に入れ、出す場所、日や時間を守ってください
- 捨ててあるごみを持って帰らないでください(犯罪になることがあります)



マンション、アパートに住んだら

- 借りている人以外が住むことはできません
- 賃貸契約書の内容を守ってください
- 廊下や階段などの共有スペースに物を置いたり、パーベキューをしたりしないでください(消防法に違反する可能性があります)
- 裸で外に出ないでください(ペランダ含む)
- 大声で騒いだり、大きな音で音楽を聴かないでください
- 朝早い時間や夜遅い時間に、洗濯したり、掃除機を使ったり、シャワーを浴びたりしないでください



公の場所で

- 電車やバスの中で、携帯電話で話したり、音を出したり、大声で騒がないでください
- たばこは決められた場所(喫煙所)で吸ってください



会社で

- 就業規則を守って安全な労働を心がけてください
- 出勤したときや退勤するときは挨拶をしてください
- 休むときはその前に会社に連絡してください
- 了解なく会社、社員の写真や情報を SNS に投稿しないでください
- チームで仕事を進めることが多いので、協調性はとても大切です
- 決断する前に上司や同僚への「報告・連絡・相談」をしてください

その他

- いつでもどこでも時間を守る習慣があります
 - 時間にゆとりをもって行動したり、時間には遅れないようにしてください
 - 遅れそうなときは必ず連絡してください
- 公園などでパーベキューや花火をしたい場合はできるかどうか、する前に確認してください
- 人物やペットなどの写真を撮りたいときは、本人、親、動物を飼っている人に撮影許可を取ってください

交通ルール

歩行者

- 原則、歩道を右側通行
- 歩行者向けの信号や標識に従う



自転車に乗る時(車と同じ法律が適用されます)

- 原則、車道を左側通行
- 自転車向けの信号や標識に従う
- ヘルメットをかぶる
- 交差点では信号を守り、一時停止する
- 信号は車や人がいなくても守る
- 決められた駐輪場に停める
- 暗くなったら、ライトを点ける
- 次の行動は禁止されています
 - 傘さし運転
 - 音楽を聴きながら、携帯電話などを使いながらの運転
 - 二人乗り
 - 横に並んで走行すること
 - 飲酒運転

* 飲んだ翌日でも体にアルコールが残っていればいけません

* これから運転する人に飲酒をすすめることもいけません



注意

- 特に飲酒運転は極めて悪質で危険な犯罪で、重い罰則があります
- ペダルを漕がなくてもモーターで走行ができるように改造したフル電動自転車は、原動機付自転車と同じ扱いになるので、免許証やナンバープレート、ヘルメットなどが必要です
- 原動機付自転車や車を運転するには、運転免許証が必要です



原動機付自転車や車の運転には必要

困った時の連絡先

事件、事故のときは110まで電話

火事、病気、けがのときは119まで電話

生活のことで相談したい場合

美作市外国人相談窓口

- 電話: 0868-72-0926
- 美作市外国人向けフェイスブック



- 美作市外国人向けInstagram



気持ちのいい生活のために
周りの住民と良い関係を
続けましょう!



日本語教室

美作市では日本語教室を無料で開いています

是非、気軽に参加ください

詳細は以下の URL または QRコードをご覧ください

URL

<https://www.city.mimasaka.lg.jp/soshiki/shimin/shimin/gaikokujin/1591857743023.html>

QR



日本語を勉強すれば
するほど、生活しやすく、
働きやすくなりますよ!



2025年5月発行: 美作市市民生活部市民課

〒707-8501 岡山県美作市美来1番地